

令和5年7月7日（金） 関市農業委員会総会

○議事日程

令和5年7月7日（金曜日）午後3時30分開議

- (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第4号 事業計画変更に対する意見について

○出席委員（16名）

1番	安田 美雄 君	2番	白田 正嗣 君	3番	山田 彰 君
4番	井上 正隆 君	5番	野田 卓志 君	6番	伊藤 均 君
8番	玉田 和久 君	10番	八代 治郎 君	11番	足立 昌人 君
12番	青山 雅紀 君	13番	永田 千春 君	14番	西田 耕三 君
15番	西部 徹 君	16番	長尾 始 君	17番	野村 茂 君
18番	日置 香 君				

○欠席委員（3名）

7番	吉田 和子 君	9番	山田 タツエ 君	19番	田下 喜代 君
----	---------	----	----------	-----	---------

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	山岡 透 君	農業委員会事務局課長補佐	山田 牧広 君
農業委員会事務局主任主査	武藤 好人 君	洞戸事務所主任主査	李 浩基 君
武儀事務所主任主査	川合 真樹 君		

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（野村 茂 君）

（会長挨拶）

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

ありがとうございました。それでは、本日の欠席委員の報告をさせていただきます。

7番 吉田委員、9番 山田タツエ委員、19番 田下委員の3名になります。

送付しました議案につきまして、文字抜け等がありましたので、本日お配りしました議案にて審議をお願いいたします。

それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（野村 茂 君）

ただ今から関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、過半数の委員さんの出席により総会は成立しています。

次に議事録署名委員の指名を行います。

1番 安田委員さん、2番 臼田委員さんのお二人をお願いします。

これより議案の審議に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めます。

議案は1ページになります。

#### 1番の案件

位置図は1ページになります。

申請地は、関中央病院から北東に400mに位置する、

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 2筆 3, 877㎡。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は高齢になり、耕作が困難になったため譲受人の要望に応えるというものでございます。

譲受人は自家消費の為、稲作をしたいというものでございます。

提出されました営農計画書を、お配りさせていただきました。

1年目は田植えと刈入れを委託し、3年を目途に田植え機の導入をしたい、というものでござい

ます。

## 2 番の案件

位置図は、2 ページになります。

申請地は、新富津橋から南に 280 m に位置する、農振農用地区域外の

登記・現況地目 畑 420 m<sup>2</sup>

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は申請地を相続した為、叔父に贈与したい。

譲受人は申請地の隣地に住んでおり、耕作して農地の保全に努めたい、というものでございます。

提出されました、営農計画書をお配りさせていただきました。

野菜全般を栽培していきたい、というものでございます。

## 3 番の案件

位置図は3 ページになります。

申請地は大杉公民館から南東に 450 m に位置する農振農用地区域内の

登記・現況地目 田 52 m<sup>2</sup>

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、高齢になり、耕作が困難になったため、譲受人の要望に応えるというものでございます。

譲受人は、農業経営拡大したいというものでございます。

## 4 番の案件

議案は2 ページ、位置図は4 ページになります。

申請地は、坊地農業構造改善センターから西に 100 m に位置する、農振農用地区域内の

登記・現況地目 田 460 m<sup>2</sup>

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、高齢になり、耕作が困難になったため、譲受人の要望に応える、というもの。

譲受人は、申請地の近隣に居住しており、稲作を行いたい、というものでございます。

提出されました、営農計画書をお配りさせていただきました。

譲渡人などから、稲作を教わりながら営農していきたい、というものでございます。

## 5 番の案件

位置図は5 ページになります。

申請地は、戸田転作促進技術研修センターから南に 60 m に位置する、

農振農用地区域外の登記・現況地目 畑 713 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、農地の管理が困難な為、譲受人の要望に応える、というもの。

譲受人は、隣地で農業を営んでおり、農業規模を拡大したい、というものでございます。

提出されました、営農計画書をお配りさせていただきました。

自家消費用の野菜を栽培したい、というものでございます。

#### 6 番の案件

位置図は 6 ページになります。

申請地は、側島公民館から西に 230 m に位置する農振農用地区域内の

登記・現況地目 田 373 m<sup>2</sup>

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、市外に居住し、申請地の維持管理が困難な為、譲り渡したい、というもの。

譲受人は、農業規模の拡大をしたい、というものでございます。

#### 7 番の案件

議案は 3 ページ、位置図は 7 ページになります。

申請地は、市立武儀小学校から西に 350 m に位置する、農振農用地区域外の

登記・現況地目 畑 2筆 412 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、遠方に居住し、維持管理が困難な為、譲渡したい、というもの。

譲受人は、申請地の隣地に居住しており、畑作を行い農地の荒廃化を防ぎたい、というものでございます。

#### 8 番の案件

位置図は 8 ページになります。

申請地は、祖父川公民館から北東に 200 m に位置する農振農用地区域外の

登記・現況地目 畑 46 m<sup>2</sup>。

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、遠方に居住しており、農地の管理が出来ないため譲渡したい。

譲受人は、農業規模拡大の為、申請地を譲り受けたい。

提出されました、営農計画書をお配りさせていただきました。

販売用の柿を栽培したい、というものでございます。

以上、8 件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村 茂 君）

事務局の説明が終わりました。1 番から 8 番の案件について、皆様のご意見を伺いたいと思い

ます。1 番の案件につきまして、安田委員さんお願いします。

○1 番（安田 美雄 君）

私が所有している隣地になるのですが、申請者は、砂利採取をやっておられる事業者として、申請地のそばで、昨年12月と今年の2月に一時転用の許可を取り、現在砂利採取をしております、3年先まで予定が組まれております。営農計画書も、委託で農業に従事するとありまして、従事日数も0になっております。こういったものは、新規農業として認められるのか、従事日数が0でも農業が成り立つ、という考えになってしまいます。また、営農計画書を見ると、トラクターもあるといいますが、砂利採取後に整地をするわけですが、その整地用のトラクターとして、農業用に使えるかはわかりませんが、持って見えます。他の機械も3年後に揃えたい、というわけです。こうしてみると、農地法の趣旨から外れているのではないか、と思うのです。申請者も、現在75歳で3年後に農業に従事するということですが、こういった申請を農地取得で認めるというのは、いかがなものかと考えております。委託先も、具体的に書かれておりません。家族といいますが、家族総出で砂利採取に作業に従事しており、農業に従事するとは、客観的に見受けられないのです。それと、この地域は耕作者の高齢化が進んでおり、いろんな業者が入っており、農地を取得しているということです。地域計画も進められており、私たちも取り組んでおり、地域の方に集積化や集団化に取り組んでもらっている最中に、市外の方が資金力に物を言わせて、3年後には農業をやりたいという申請の趣旨に対して、非常に懸念しています。従いまして、3条の許可要件を満たさない案件だと思うのです。農業も経験ない、砂利採取を主としてやられているということから行政書士がどのような指示で、営農計画を作ったかはわかりませんが、非常に漠然とした営農計画で、これで農業ができるとは思えません。従って、150日を満たさないことと、0日で新規営農に従事することが認められるか、営農計画も実行性に乏しいと思いますし、3条の許可要件を満たさないと思います。以上です。

先般の新規営農の方がありまして、150日の営農計画を出していたので、賛成をしたのですが、私の意見がおかしいという方がいましたら、意見をお願いします。

○議長（野村 茂 君）

安田委員さんの意見をお伺いしましたので、他の案件について、担当地区の方からご意見を聞いてから安田委員さんへの意見も伺いたいと思います。2番、3番について、白田委員さんご意見、補足説明ありましたらお願いします。

○2 番（白田 正嗣 君）

問題ありません。

○議長（野村 茂 君）

ありがとうございました。5番、6番について西田委員さんお願いします。

○14番（西田 耕三 君）

写真であるように整然ときれいな畑がありましたので、まったく問題ないと思います。

○議長（野村 茂 君）

ありがとうございました。4番の案件について、山田 彰委員さんお願いします。

○3番（山田 彰 君）

この田については、〇〇さんが古民家を買われてこの付近で農業をやられるために、農地を買われるということです。現在は古民家を買われても中の改装をしなければ住めないということで、住所もここに置いてありますが、改装後に住んで、農業をやられるということですので問題ないかと思います。

○議長（野村 茂 君）

ありがとうございました。7番、8番について西部委員さんお願いします。

○15番（西部 徹 君）

7番ですが、先ほど言われたように管理が困難ということで、この土地の隣の人が、取得されたということです。このまま放置すると、写真を見るとわかるように、隣は竹藪になっており、この取得される人に任せていくしかないかと思います。

8番ですが、放置しておけば山になってしまうような土地なので、管理してもらえたら良いかと思います。

○議長（野村 茂 君）

問題ないということによろしいですね。

○15番（西部 徹 君）

はい。

○議長（野村 茂 君）

はい、ありがとうございました。2番から8番について、委員さんから意見をいただきまして問題ないということでした。1番の案件に戻りまして、事務局のほうから説明をお願いします。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

安田委員からご指摘いただきました、3条1番の案件について補足させていただきます。ご指摘のとおり、譲受人は〇〇会社の社長であり、周辺農地の砂利採取を2か所で行っております。今回は社長個人での申請となり、農地の取得は初めてになります。そのため、別紙の営農計画書が添付されています。営農主体は、社長とそのお子さん2人の、3人で行うとされており、現在はトラクター以外の農機具がないということで、稲刈りと田植えは、委託するという事です。委託自体は3条許可において、問題ないと考えられます。農業従事日数については、原則150日必要であります。例えば極小の農地で営農するにあたり、十分な日数があれば、必ずしも150日必要ではないと考えております。農地は3反を超えるため、周辺の農地の助言をもらいながら、営農していきたいということです。安田委員のおっしゃるように、状況的に難しいと推測される点もありますが、書類上は不備が見られないという状態です。下限面積が4月1日から撤廃されていますが、その目的として、営農者が減っている中、新規営農を促すということもあり、今回は新規営農について認めざるを得ないものと考えます。以上です。

○議長（野村 茂 君）

事務局の説明が終わりました。安田委員さん、ご意見ありますか。

○1番（安田 美雄 君）

今の下限面積の関係につきまして、我々に連絡してないですよ。考え方を事務局から聞いておりません。面積も3,800㎡を超えており、極小面積ではないですね。3条の150日ということは、何回か研修がありましたが、絶対要件だと聞いておりました。それ以上のことは事務局から説明がありませんでしたので、私はあえて申し上げます。それと、申請書ですが、非常に空欄が多いです。写しをいただきましたが、調査不足だと思います。こういったことについても、事務局の段階で、例えば年齢もわからないですね。聞いたところ、75歳ということ初めて聞きました。農地の取得と新規就農の考え方も、下限面積を廃止したとの関係ですが、いわゆる農業を振興ですか、新規営農を促すということも事務局から連絡がありません。確かに、新規営農は必要だと思いますが、不特定多数の方が入ってきて、地域計画も作っていますが、資金力に物を言わせて、お金さえあれば農地を取得できる、ということになってしまいます。どこかで歯止めをかけないといけないと思います。このケースですと、農業経験ゼロ、従事日数ゼロと本人が書いてきているわけです。この申請書を、受け付けてしまっていることに納得ができないのです。ですから、このようなことを申し上げます。よろしくお願ひします。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

説明不足で申し訳ございません。年間従事日数のほうは、こちらから市の補正を入れさせていただきます。社長さんが150日、息子さんのほうが50日ということで訂正がされていま

す。訂正内容について、お知らせをしておりませんでしたので、申し訳ございませんでした。地域計画につきましては、農林水産省のほうのQ & Aで、地域計画の達成を理由に、不許可にすることはできないということで、農林水産省の通知が出ております。

○議長（野村 茂 君）

安田さん、今のご説明でよろしいでしょうか。

○1番（安田 美雄 君）

はい。

○議長（野村 茂 君）

山田彰委員さんどうぞ。

○3番（山田 彰 君）

写真を見ると田植えがしてあるようですが、どなたがされたのですかね。

○1番（安田 美雄 君）

これは前の所有者です。隣の田んぼですので、いつも見ておりますが、前の所有者がされました。今年の場合はですが。

○議長（野村 茂 君）

野田委員さんどうぞ。

○5番（野田 卓志 君）

事務局が言われた、下限面積を撤廃し、新規就農者を増やそうということは分かりました。それは賛成します。以前に、関の某不動産屋が、3条と5条で、隣同士で土地を取得し、本当に3条の土地に作付けするのか、継続調査をしてほしい、と言われたことがありまして、定期的に見ております。新規営農を作るために、下限面積を撤廃し、どんどん3条で売買されることはよいとは思いますが、今回は委託でやる、でも委託先がわからない。委託先が誰か、どこか、どの規模でやっているかわからないでは、判断がつかないと思います。委託するなら、委託先の情報も明示してほしいです。あともう1つ、農機具を持っているなら、添付してもらおう。こういう機具を持っていますよ、証明というわけではないですけどね。でない、この1枚では僕たちは判断できないです。しかも、最近はずってきましたが、書式も全く揃ったものではないですし、中には前から農業をやっているという方もいます。でしたら、いつから、どの規模でどういうものを作ったかの写真があればいいですが、ないのなら報告書みたいなものを添付していただくとか、申し訳ないですが、前から思っていたんですが、この営農計画書1枚では判断できないです。



でもそれを判断するのがこの場だと思うので、もう少し判断できるように、特に来期はほぼ新しい方がお見えになり、そういう状況がわからない方に、その判断を委ねないとダメということなら、もう少しルール作りをしてもらいたいなということと、必ず継続調査をして3条で取得した土地は、3年作付けしたということが確認できなければ、絶対4条、5条では受け付けないというルール作りをするとか、それを農業委員、推進委員の仕事として兼ねてやってもらうとか、ちょっと大変かもしれませんが、でなければ安田委員が言われるように、お金に物を言わせて土地を買い、塩漬けしたらそれでいいでしょというようなお話になってしまうと思うんですよね。私の提案としては、営農計画書をもっとわかる、判断できるものを出してほしいし、農家として登録がなくとも、農業をしていたならその記録をだしてほしいし、農機具をもっているなら、農機具の写真、買うというならその見積もりを出してもらうとか、その見積もりに対する借入なり、自己資金なりのちゃんと買うんだよとわかるものを出してもらうとか、追跡調査を必ず3年やるとか、やってくださいと言える立場ではないので、やってほしいとしか言えないですが、今後の宿題というか、私たちは卒業するので、やらないと関市の農地はぐちゃぐちゃになるよと、これは議事録が残ると思いますので、言わせてもらいます。

今の案件ですが、私は法学部出身ですので、法律にのっとった考え方をいつもしていて、日本は疑わしきは罰せずなんです。黒と確定しなければ罪ではない。近くで砂利採取している人が土地を買うからといって、必ずしも砂利採取をするとは限らないですが、今のままの営農計画書では全くわからない、なので今月私は判断できません。しろというなら、私は否決します。委託するなら委託する、委託すると言っているのに、150日、50日、50日やると言っているのですよね。それも整合性が取れないです。その取ってつけたようなお話が、余計信ぴょう性がないというか、委託するなら、どこへどういったことを委託するのか、そこが業者なのか個人なのか、どういうことを今までやってきて、どれほどの農業力があるのかをお示しいただきたい。そうでなければ判断が付きません、というのが私の意見です。以上です。

○議長（野村 茂 君）

ありがとうございました。事務局よろしいですか。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

ただ今の質問の関係ですが、営農計画書自体は、その方が農業をやっていくに当たって、提出をお願いしているものになります。今回、委託ということですが、委託先は未確認の状態です。ただ本人さんのほうでは、砂利採取のほう忙しいということで、3年後を見据えて、それまでに機械を揃えて、その間は委託でやっていくということで、その点はずつつまがっているのかなと理解をしています。

○議長（野村 茂 君）

野田委員さん、今後の営農計画に関しては事務局への要望があるということですね。

○5番（野田 卓志 君）

それもありますし、今の話だと3年後に買ってやれば良いということにもなります。なぜ今買って、今農家として参入するのか、ということの理由がわかりません。責めているわけではないのですが、計画というからには見てわかる計画が欲しいというだけです。委託するんだったら、委託先を公開してください、委託先の情報をくださいと言っているだけです。委託しないのなら、自分のところでやれるよ、という証明のようなものを見せてくださいと言っているだけです。今の話では、判断の付く材料が一つもないよということです。わかりませんが、見ると頷いていただいている方が何人もいますので、そんな情報ではどこに委託するかわからないよね、と思っている方が一定数いるのではないかと思います。なので、申し訳ないですけど私は、今月は保留で、来月に持ち越すのがこのタイミングがいいかはわかりませんが、もう一度しっかりした営農計画書を出し直してもらって、来月審査してもらおうのがよいのかなと思います。でないと、私は否決します。

○18番（日置 香 君）

質問いいですか。田植えの写真は今年の写真ですよ。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

6月13日の写真です。

○18番（日置 香 君）

田植え時点で、既に委託しているということではないですか。

○5番（野田 卓志 君）

それは前の方がやられたという話でした。

○18番（日置 香 君）

前の方でも今年はやっているということですね。なら、今年はこのまま進行していくと、誰かに頼んでいる、委託という形で進んでいるということではないですか。

○5番（野田 卓志 君）

まだ売買は済んでいないので、この人の土地ではないので、委託という形ではないと思います。現状の持ち主がやっているだけで、委託というわけではないと思います。

○18番（日置 香 君）

じゃあ決定した時点で、どうなるんですかね。

○5番（野田 卓志 君）

そのままお譲りするという事ではないですか。

○18番（日置 香 君）

継続してやられる気がするんですが。

○1番（安田 美雄 君）

余談ですけど、この砂利採取ですね、津保川沿いにずっと下流まで、将来的に何年も採取計画をしております。ご本人は75歳ですけど、私の想像では、3年後には息子に譲って砂利採取を引き続きやりながらなのかなと。また、この土地も当然、砂利が出ます。ですから、そういったことも考えると、あまり想像してはいけないんですけど、そのような計画も考えられていると。まだ数十年は砂利採取が続くと考えられますので、この土地を取得したい、というのは理解できないというのが私の考えです。

○5番（野田 卓志 君）

お気持ちはよくわかるのですが、砂利採取に関してはほかで違法転用をしたわけではないので、それを理由に、ここで断る理由にはならないと思います。ここで砂利採取をしてしまったら、次からは認めないよ、というのがここでの判断で、近くで砂利採取をしていて、やる可能性が高いから認めてはいけないというのは、今はやっていないので、否決の材料にはならないと思うんですね。ただ、それをしたら次から通さないことと、判断する材料が欲しいし、そういうことが起きないように、継続で調査をしてほしいということです。砂利採取を近くでしているから、どうのこうのというのは、今まで前例がないので、それは置いておいたほうがいいのかと思います。

○1番（安田 美雄 君）

大変申し訳ないのですが、砂利採取によって、農業従事日数があやふやなんですね。

○5番（野田 卓志 君）

それと砂利採取をやっているから、やりそうだとすることは切り離れたほうが良いということですね。従事日数の話もありますが、やっているからやりそうというのは、また違う話で、問題を切り離して考えたほうが良いのかなと思います。

○1番（安田 美雄 君）

従事日数が確保できないと思うんですね。工程表がありますが、いつ農業に従事するかを、工程表を見てもわかりません。そこで委託で農業をしてもらう。自分は砂利採取をやる。このような

ことが新規農業で認められるのか、例えば会社員の方が、お金があるから農地を買い、あとは任せておくというようなケースがこれからも出てくると思うんです。こういったことを認めていくと、歯止めが利かなくなってしまうと思うのです。砂利採取の工程表が出ていますが、いつ農業をやるのかがこれを見ると、わからないのであえて申し上げているのです。

○議長（野村 茂 君）

今の野田委員さんのご意見で、営農計画について色々いただきましたが、野田委員さんの言われたところまでは、求めているということですが、これは今後の課題になるかと思いますが、その点について、説明いただいたほうがよいのと、新規就農という点について説明していただいたほうが良いと思うのですが、いかがですか。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

作業委託の件ですが、田植えと稲刈りについては委託で、一日ずつで二日は委託になってくると思います。水管理や草刈りなどで150日になるのかと思います。営農計画書については、内容については営農の基本的な方針、作付けする品目、調達する機器、資金の内容の明記をお願いしています。それ以外に詳しいことがありましたら、明記をお願いしています。

○5番（野田 卓志 君）

すみません、私が余計なことを言ったので困らせてしまったかもしれませんが、私が要求していることまで要求する立場にないということですか。自主的に判断してもらうために、新規営農者が出しているだけで、こちらからあれを出してくれこれを出してくれと、農業委員会として、提出をお願いする立場にないという判断でよろしいですか。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

3条の要件に必要ということだと、申請者に求めることは必要だと考えております。

○議長（野村 茂 君）

営農計画は、一般的に皆さん方の申請書に、ついているものの内容ですね。営農計画の内容についても、委員会で審議できる内容のものにしてほしいということですよ。

○5番（野田 卓志 君）

そうです。

○議長（野村 茂 君）

今出ている営農計画はこの営農計画として、ご意見としていただき、やはりこれではあれなので今後は、ということでしょうか。

○5番（野田 卓志 君）

今後でしてほしいということで大丈夫ですが、この1番の案件では委託するという事なので、委託の内容と委託先を教えてくださいということです。

これで決議するならばいいのですが、私の提案としては、もう一度それを申請者に求めて、次月に求めたらどうかというのがということです。決議するならば、してもらっていいです。

○議長（野村 茂 君）

長尾委員さんどうぞ。

○16番（長尾 始 君）

今話を聞いていると、本当にこの方が農業をやられるかどうかは、なかなか納得しにくいところがあります。今まで農業経験のないという中で、米作りをこれからやっていくことが、この資料の様子だけで、やっていけるのかは心配ではあります。例えば、今は作付けしてあるので、今年は今の持ち主に相談しながらやっていくとか、米作りの経験のある人にタイアップしてやるとかの見通しがあれば良いですが、委託先もわからない、農機具も十分ではないでは、本当に農業をやってもらえるのかの不安はあります。もう少しその辺を、特に新規農業の方は分かるような計画書を、今後同じような問題が出てきたときに、判断に困ることになると思います。

○議長（野村 茂 君）

ありがとうございました。今の長尾委員さんの意見に何かありますか。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

営農計画書は基本的なフォーマットと言いますか、1番から5番について営農計画書を出してもらっていますが、詳細な営農計画、その他参考となる資料の添付を求めることが、可能と農地法にもありますので、新規就農ということで、まだやっていないために不明な点もあるという意見の中で、さらに必要な資料の提示を求めて、もう少しはっきりとした営農計画を揃えてもらうということで申請者のほうに話をしようかと思っています。

○議長（野村 茂 君）

ほかにご意見はありますか。

○12番（青山 雅紀 君）

野田委員さん、安田委員さんがおっしゃることはもっともで、危惧されることですが、営農計画、法的に基づいて出されたものは、指導というか、追跡調査は難しいと思いますが、事務局のほうでですね、営農計画書の基準といいますか、具体的な形で決めて、ただ書けばいい、やるの

か、やらないのかわからないのでは、このような問題が出てくると思います。それと、いつも思うのですが、地主の譲渡人の権利、こういうのもですね、ある程度認めていく、いわゆる財産権ですね、そのへんも必要になるのではないかと思うんですね。過去に、私のほうに4反ほど農地を売りたいという相談がありました。ただ、下限の関係がありました。面積要件で5反でした。それも当時は地域の方から、田を借りて農業をやっていくということでしたが、農振農用地でインターチェンジの傍で優良農地でした。〇〇とか〇〇は堂々と建物が建ち、営業をしています。農業施設関連だから許可が下りたということを知りましたが、その地主の方は高齢者で、何とか頼むということで来られたのです。自分の土地でありながら、農地法の絡みで、網をかぶっていることで何もできないということも、いかななものかと個人的に思っています。

それと、私のほうで、農振農用地で耕地整理しようということで、それには砂利採取ということで業者が見えました。ただ、不明確な点が多く、他の業者に頼み、交渉中なのですが、農地を守るということも農政のほうで、ここは土地利用で、農地以外に何もできませんよという見直しをする、昔やったからここは農振農用地だよと、網をかぶせるのはいかななものかと思っています。

そうしないと、少子高齢化で、耕地が守られない、そういうのも関市の農業委員会として、農地を守るというのはどういうことか、地主の権利も含めて考えていけないのではないかと思うのです。今回はやはり、事務局のほうで営農計画の精査をしてもらうほうが良いと思います。今回は砂利を取るために、次は何やっていくというのもわかりませんので、そういうのも検討していくべきだと思います。ちょっと話がそれたかもしれませんが、受けるほうばかりやっているのですが、売るほうの、地主のほうも委託する、私も場所をちょっと知っているのですが、やり手がなくやめたと聞いているので、上肥田瀬、中村、島のほうへ掘っていると、その前の根本的なことで、検討をする、営農計画書という言葉だけではなく、中身をもう少し精査して、取得した新規営農者は大いに歓迎しなければいけないと思いますので、そこら辺をチェックできるようなことも検討しないといけないと思います。今聞いていると、譲受人の方はちょっと疑問符があります。ダメとは言いませんが、これからのことですので、3年先のことはわかりませんが、事務局のほうで再確認ということで、今はそうするしかないのかなと思います。意見だけです。お願いします。

○議長（野村 茂 君）

ありがとうございました。青山委員さんからは、地権者の立場、営農計画書の内容についてご意見をいただきました。他にご意見はないでしょうか。

ないようですので、採決はまず、2番から8番の採決をし、別で1番の採決を取りたいと思います。ご質問等はないでしょうか。

ないようですので、議案第1号の2番から8番について、原案のとおり承認することに意義のない方は挙手をお願いします。

ありがとうございました。過半数以上の賛成をいただきましたので、第1号議案の2番から8番について、原案のとおり承認することとします。

では1番について、皆さんにお伺いしたのですが、私たちの任期はこれで終わりですので、保留にすることはできませんので、否決するか、認めるかということになります。事務局、それによろしいですね。そのあたりの説明をお願いしてよろしいですか。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

皆様の任期は7月19日までになりますので、この委員会で保留して次回ということはできません。一度否決して次回に再度ということはあるかもしれませんが、今回は否決なのか、可決なのかをお願いします。

○1番（安田 美雄 君）

それ以外の選択肢はないですか。先ほど出た、継続審議というような形はとれないですか。

○5番（野田 卓志 君）

継続審議ということは差戻しという形ですね。保留じゃなくて、差し戻して、再提出してもらうということはどうですか。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

形的には否決か可決ということで、次回もう一度申請をもらえれば、再度審議に上がるということになります。

○5番（野田 卓志 君）

否決だと、県には通達されるということですね。否決という状態で県に行って、県でオッケーならオッケーという風に以前お聞きしたのですが、否決なら否決で県に回るということですね。

○議長（野村 茂 君）

議案の扱い方について、きちんとしないといけないと思いますので、議会事務局や農業会議に確認してから、1号は後で採決を取り、2号議案を進めていきたいのですが、よろしいでしょうか。

（はい。）

続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めます。議案は、4ページになります。

1 番の案件

位置図は、9 ページになります。

申請地は、跡部二号組集会所から南に 60 m 程に位置する

登記・現況地目 畑 2 筆 480 m<sup>2</sup>

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10 ha 未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用目的は一般個人住宅です。

申請人は、隣地に居住しており、駐車場が不足している為、敷地を拡大し、駐車場スペースと庭をつくりたいというものです。

6月13日に現地を確認したところ、畑で農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、1件についてご審議をお願いします。

○議長（野村 茂 君）

事務局の説明が終わりました。現場確認をされたのは、田下委員なのですが、本日は欠席ですので、ご意見をお伺いすることはできません。ですので、他の委員さんでご意見がありましたら、挙手にて発言をお願いします。

（ な し ）

質疑もないようですので、これより採決します。

議案第2号の1件について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（ 全員挙手 ）

ありがとうございました。全員挙手のため、議案第2号の1件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することと致します。

続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について



農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。  
議案は、5ページからになります。

#### 1 番の案件

位置図は、10ページになります。

申請地は、笠屋公園から東に400mに位置する

登記地目 田 現況地目 畑 140㎡

住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は一般個人住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの

使用借人は、本申請地に住宅を建築したいというものでございます。

6月13日に現地を確認したところ農地性ありと確認しております。

第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

事業計画変更1番と同時許可案件になります。

#### 2 番の案件

位置図は、11ページになります。

申請地は、長良川鉄道関富岡駅から南に200mに位置する

登記・現況地目 田 914㎡

用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、宅地分譲（3区画）でございます。

譲渡人は、申請地を維持管理していくことが困難な為、譲受人の申し出に応えるというもの

譲受人は、不動産業を営んでおり、本申請地を住宅用の宅地として造成、分譲したいというものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 3 番の案件

位置図は、12ページになります。

申請地は、東海環状自動車道富加関I.C.から北に120mに位置する

登記・現況地目 畑 4筆 679㎡

中山間地域等の未整備の小規模農地の為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、自動車修理販売業作業場・事務所でございます。

譲渡人は、申請地を維持管理していくことが困難な為、譲受人の申し出に応えるというもの

譲受人の1名は、関市内の賃借地で自動車修理販売業を営んでおり、もう1名は別の会社で自動車修理工として勤務しており、この度、本申請地で自動車修理販売業を共同経営したいというものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

5条4番、事業計画変更2番、3番と同時許可案件になります。

#### 4番の案件

議案は6ページ、位置図は13ページになります。

申請地は、東海環状自動車道 富加関 I . C . から北に120mに位置する

登記・現況地目 畑 509㎡

中山間地域等の未整備の小規模農地の為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、植林でございます。

譲渡人は、申請地を維持管理していくことが困難な為、土地の有効活用を譲受人に申し出たというもの。

譲受人は、土地の有効活用するため、日照条件の悪い申請地に、ミツマタの木を植林したいというものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

5条3番、事業計画変更2番、3番と同時許可案件になります。

#### 5番の案件

位置図は5ページになります。

申請地は、関市中公民センターから西に80mに位置する

登記・現況地目 畑 798㎡

用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、申請地を維持管理していくことが困難な為、譲受人の申し出に応えるというもの。

譲受人は、今後、増える家族と、同居を希望する両親のため、住宅を建築したいというものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 6番の案件

位置図は15ページになります。

申請地は、今宮公民センターから北に220mに位置する

登記地目 畑 現況地目 雑種地 214㎡

住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（進入路及び駐車場）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの

譲受人は、建設業を営んでおり、隣地に居住予定であります。作業車用の駐車スペースが無く、交通量が多い西側道路にしか接していないため、本申請地を駐車場及び、進入路として利用したいということです。

6月13日に現地を確認したところ、住宅敷地として利用されており、始末書が添付されていません。

第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 7番の案件

議案は7ページ、位置図は16ページになります。

申請地は、今宮公民センターから西に30mに位置する

登記・現況地目 田 2筆 1, 238㎡

登記地目 宅地 現況地目 畑 248.97㎡ 合計 3筆 1, 486.97㎡

住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、貸高齢者向け共同住宅でございます。

譲渡人は、耕作が困難な為、譲受人の要望に応える というもの。

譲受人は、高齢者向け共同住宅の需要があるため、介護事業者に対する貸施設を建築したいというものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

本案件は1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく協議が必要であります。

#### 8番の案件

位置図は17ページになります。

申請地は、市立西部保育園から南東に400mに位置する

登記・現況地目 田 838㎡

水道管、下水道管が整備された道路の沿道で、申請地から概ね500m以内に2つの医療施設が

あるため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、建築条件付宅地分譲（4区画）でございます。

譲渡人は、耕作が困難な為、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、不動産業を営んでおり、申請地を造成し、建築条件付き分譲住宅敷地としたいというものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 9番の案件

議案は8ページ、位置図は18ページになります。

申請地は、赤土坂公民センターから西に350mに位置する

登記・現況地目 畑 257㎡

用途地域にある農地のため、第3種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、耕作が困難な為、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、現在、借家住まいであり、子供の成長に伴い、住宅を建築したい というものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 10番の案件

位置図は19ページになります。

申請地は、関市役所 西部支所から西に350mに位置する

登記・現況地目 畑 234㎡

住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、貸資材置場でございます。

譲渡人は、営農が困難な為、譲受人の要望に応える というもの

譲受人は、タイヤショップの役員であり、店舗の敷地が不足している為、資材置場を提供したい というものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しております。

第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

#### 11番の案件

位置図は20ページになります。

申請地は、戸田転作促進技術研修センターから南に60mに位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 188 m<sup>2</sup>

住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（庭）及び自宅への進入路でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応えるというもの。

譲受人は、自宅の進入路と庭として利用したいというものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、住宅用敷地として利用されており、始末書が添付されています。

第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

### 12番の案件

議案は9ページ、位置図は21ページになります。

申請地は、多良木公園から北東に150mに位置する

登記地目 田 現況地目 雑種地 2筆 228 m<sup>2</sup>

住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、農産物直売所でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に応える というもの。

譲受人は、農業で生計を立てるため、3年前に近隣に移住しており、自宅近くで野菜や花の直売所を始めたいというものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、雑種地となっており、始末書が添付されています。

第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

事業計画変更4番と同時許可案件になります。

### 13番の案件

位置図は22ページになります。

申請地は、跡部二号組集会場から南に60mに位置する

登記地目 畑 現況地目 宅地 2筆 343 m<sup>2</sup>

住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、現在、隣接する住宅で両親と同居しているが、家族が増え手狭になったため、住宅

を建築したいというものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、住宅用敷地として利用されており、始末書が添付されています。

第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

4条1番、事業計画変更5番、6番と同時許可案件になります。

#### 14番の案件

議案は9ページ、位置図は23ページになります。

申請地は、市立武芸川中学校から西に300mに位置する

登記地目 田 現況地目 宅地 93㎡

登記地目 畑 現況地目 宅地 38㎡ 2筆合計 131㎡

住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

転用の目的は、一般個人住宅（便所・駐車場・通路・庭）でございます。

譲渡人は、譲受人の要望に應えるというものです。

譲受人は、住宅用庭及び、進入路として利用したいというものでございます。

6月13日に現地を確認したところ、住宅用敷地として利用されており、始末書が添付されています。

第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと考えます。

以上、14件について、ご審議をお願いします。

#### ○議長（野村 茂 君）

事務局の説明が終わりました。現場確認をされた、担当地区の委員さんより、ご意見を頂きたいと思えます。

まずは第1地区担当の委員さんからお願いします。

1番と2番の案件につきまして、安田委員さんからお願いします。

#### ○1番（安田 美雄 君）

特にありません。

#### ○議長（野村 茂 君）

ありがとうございました。

3番と4番の案件につきまして、山田 彰委員さんお願いします。

○3番（山田 彰 君）

現地を確認してきましたが、生活雑排水は既設の下水に流すということで、問題ないと思いますが、雨水はあの付近はたまりやすい地域でして、計画書を見ますと、ブロックを積んで、一部造成するという計画ですが、ブロックで土留めをして地下浸透にするということで、問題は近隣の被害がないような施工をされるということですが、雨水の問題が弱ったなと思いますが、場所が場所ですし、しょうがないなということと、隣接に被害のないようにやると言いましたので、良いかと思います。

○議長（野村 茂 君）

ありがとうございました。それでは、今の1番から4番の案件について、ご意見等がございましたら、挙手にて発言をお願いします。

（無 し）

無いようですので、第2地区の現場確認をされた、委員さんからご意見を頂きたいと思います。5番の案件につきまして、井上委員さんからお願いします。

○4番（井上 正隆 君）

写真を見ますと、手前に側溝のようなものがありますが、これは用水ですので、山田さんが言われたことと同じで、ここも雨水がたまって田んぼのほうへ落ちるといってもありますし、水路が溢れることもあるそうですので、その点だけ気を付けて工事をしてもらって、この方も雨水自然浸透ということでやられるということですが、雨水が心配ですので、そこだけ気を付けてやってもらえれば問題ありません。

○議長（野村 茂 君）

ありがとうございました。6番と7番の案件につきましては、山田タツエ委員さんがご担当ですが、問題ないという旨を伺っております。

それでは、第2地区の5番から7番について、ご意見がございましたら、挙手にて発言をお願いします。

（無 し）

無いようですので、第3地区の現場を確認された委員さんからご意見をお伺いしたいと思います。

8番から10番の案件につきまして、永田委員さんお願いします。

○13番（永田 千春 君）

8番、9番については問題ありません。10番ですが、以前もお隣で同じようにタイヤショップの資材置場ということで出ていますが、タイヤなどが置いてあるのを見たことがありません。以上です。

○議長（野村 茂 君）

ありがとうございました。今の8番から10番の案件で、他の委員さんでご意見のある方は挙手にて発言をお願いします。

（無 し）

無いようですので、次に第4地区の現場確認をされた委員さんからご意見をお伺いしたいと思います。11番の案件につきまして、西田委員さんをお願いします。

○14番（西田 耕三 君）

11番は土地家屋調査士の〇〇さんと同行し、図面と照らし合わせて現地を確認しましたが、何も問題ありませんでした。以上です。

○議長（野村 茂 君）

ありがとうございました。12番の案件につきまして、西部委員さんをお願いします。

○15番（西部 徹 君）

12番の案件ですが、問題ありませんでした。

○議長（野村 茂 君）

13番と14番の案件については、田下委員さんですが、ご欠席ですのでご意見は伺えません。14番までの案件で、他の委員さんでご意見、補足説明等がありましたら、挙手にて発言をお願いします。はい、野田委員さん。

○5番（野田 卓志 君）

永田委員さんにご質問なのですが、同じような条件で農転を出して、使われていないということですか。

○13番（永田 千春 君）

私の任期になってから、経過を見てくる、現況確認がありましたよね。その時に見て、今回も見たのですが、そのような状況に一度もなっていないので、言いました。



○ 5 番（野田 卓志 君）

こっちでやらなくても、前のところで置けるじゃないかということですか。

○ 1 3 番（永田 千春 君）

それもありますね。

○ 5 番（野田 卓志 君）

わかりました。ありがとうございます。

○ 議長（野村 茂 君）

他にはありませんか。無いようですので、これより採決をします。

議案第 3 号の 1 4 件について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

○ 5 番（野田 卓志 君）

すみません、1 0 番だけ別で審議をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○ 議長（野村 茂 君）

1 0 番だけ別ですか。

○ 5 番（野田 卓志 君）

私は 1 0 番だけは賛成したくないので。一括だと、全部が全部賛成ではなくなるので。

○ 議長（野村 茂 君）

野田委員さんから、1 0 番については採決を別でということですが、皆さんよろしいですか。では、1 番から 9 番まで、1 1 番から 1 4 番までについて、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

ありがとうございました。1 番から 9 番まで、1 1 番から 1 4 番までについて、原案のとおり、岐阜県知事に進達することとします。では、議案第 3 号 1 0 番について、採決をします。原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（過半数以上の挙手）

ありがとうございました。過半数以上の挙手をいただきましたので、原案のとおり、岐阜県知事に進達することとします。

続きまして、議案第4号事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。  
事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）  
議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について  
農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。  
議案は10ページになります。

#### 1 番の案件

位置図は24ページになります。

申請地は、笠屋公園から東に400mに位置する、  
現況地目 畑 140㎡。

住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

変更内容は、当初、転用許可を受け、住宅建築されましたが、地目変更登記を行うことなく、今から20年ほど前に既存建物を取り壊しており、その後、農地利用しておりましたが、申請地に新たに住宅を建築したいというものでございます。

#### 2 番の案件

位置図は25ページになります。

申請地は、東海環状自動車道 富加関I.C. から北に120mに位置する、  
現況地目 畑 3筆 495㎡。

住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

変更内容は、当初、住宅と貸家を建築する計画で転用許可を受けましたが、事業が完了することなく、現在に至っております。当初計画地の一部を利用して、自動車修理工場を建築したいというものでございます。

#### 3 番の案件

議案は11ページ、位置図は26ページになります。

申請地は、東海環状自動車道 富加関I.C. から北に120mに位置する、  
現況地目 畑 509㎡。

住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

変更内容は、当初、住宅と貸家を建築する計画で転用許可を受けましたが、事業が完了することなく、現在に至っております。当初計画地の一部を植林したいというものでございます。

#### 4番の案件

位置図は27ページになります。

申請地は、多良木公園から北東に150mに位置する、

現況地目 雑種地 310㎡。

住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

変更内容は、当初、農業用倉庫と車庫を建築する計画で転用許可を受けたが、事業が完了することがなく現在に至っております。この度、当初計画地と隣地の自己所有地を含め、農産物直売所を建築したいというものでございます。

#### 5番の案件

議案は12ページ、位置図は28ページになります。

申請地は、跡部二号組集会場から南に60mに位置する、

現況地目 宅地 2筆 343㎡。

住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

変更内容は、当初、鶏舎用敷地として転用許可を受けましたが、地目変更がされないまま住宅用敷地として利用されており、申請地の一部に住宅を建築したいというものでございます。

#### 6番の案件

位置図は29ページになります。

申請地は、跡部二号組集会場から南に60mに位置する、

現況地目 畑 2筆 480㎡。

住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する、10ha未満の農地の区域内である為、第2種農地と考えます。

変更内容は、当初、鶏舎用敷地として転用許可を受けましたが、地目変更がされないまま、現在は農地として利用されています。申請地を住宅用敷地として利用したいというものでございます。

以上、6件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村 茂 君）

事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員さんは、挙手にて発言をお願いします。

(無 し)

質疑もないようですので、これより採決します。議案第4号の6件について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

( 全員挙手 )

ありがとうございました。全員挙手のため、議案第4号の6件について原案のとおり、岐阜県知事に進達することと致します。

ここで、休憩を取ります。

○議長（野村 茂 君）

休憩前に続き、審議を続けます。事務局のほうから説明をしていただきます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

3条の1番の案件ですが、農業会議に確認しました。3条の手続きについては、申請書において判断をするというもので、営農計画書は任意で求めているもので、相手が拒めば、それを強制的に提出してもらうことは出来ないこととなります。なので、申請書のほうで判断いただいて、それでわからなければ、こちらから営農計画書を出してくださいとお願いして、出してもらっているということです。これからの判断ですが、保留という形はとれます。ただし、今の3条申請の中で、何が不明な点なのかを、伝える必要があります。また、否決ということもできます。そうすると、次に不服申し立てということが想定されます。保留もできますし、認めることも、認めないこともできます。さきほど、委託について、どこが、誰が行うかわからないということがありましたが、委託の業務についても、面積的に一日でできますし、誰でも機械があればできる作業ということになりますので、基本的には今の3条の申請書の中で判断するには、特に問題はないかと事務局では考えております。

○議長（野村 茂 君）

ありがとうございました。今の件について意見はありますか。はい、野田委員さん。

○5番（野田 卓志 君）

営農計画書の中身を持って、どうこう判断するという事は、任意で出してもらっているの、それはできない、申請の書類が揃っていたら、僕らは、基本的に賛成する立場という理解でよろしいですか。ごめんなさい、面倒なことを言いますが、補足説明として任意で出しても

らっていて、判断材料じゃないよと言われるのなら、申請書が揃っているのなら、事務局で見ればわかることで、極端に言うと、僕たちは必要ないということになってしまいます。

それに、補足説明があつて、地元の情報があつて、そういうことを審議するから、ここにいるということを過去に話したことがあるのですが、申請書がきちんとなっていて、それをもって判断してくれということになると、基本的に僕たちは必要ないということになるんですが、今の説明だとそういうことなんですね。絶対出さないといけない書類じゃない、任意で向こうが出しているもので、委託先も一日でできる作業なら、誰に頼んでもいいから、それを求めること自体が筋違いだという風に聞こえたのですが、私たちの存在意義は何ですか、ということになるのですが。

#### ○1番（安田 美雄 君）

よろしいですか。今、話を聞いていて、野田さんが話されていたように、根本は農地法3条ですね。それを含めて農業委員会法とかが決まって、支持することになっているのですから、事務手続きを進めているのは私たちで、その事務手続きがそのようであればいいとなると、農業委員会合の結果がおかしいと思うんですね。やはり、法律に則って進めているわけですから、この会自体も存在しなくなっていますから、そのための審査会ですから、それを否定するようなことは駄目で、必要なことは農業委員会でルールを決めてやっているわけです。そういうことじゃないですか。ですから、農業会議は指導をするかもしれませんが、必要なことは、関市農業委員会で決めてやっていくべきだと思うんですね。営農計画は絶対ではないということでしたが、過去に、私の記憶では、判断するには営農計画が必要だということで、農業委員会で決めてやっているわけですから、今更、絶対ではないと言われると、今までの審議は何だったんだとなってしまいます。農業委員会の設置自体に意味がないとなってしまいます。地域性もありますから、それぞれの農業委員会で変わったことをやっていると思いますが、法律に則ってやっているわけですから、営農計画書は、絶対ではないというのは、おかしいと思うんですね。

今回は申請書に空欄も多く、これで判断するのはできません。不備な申請ですから、これをもとに判断することは無理ですから、営農計画を出してもらっています。私は絶対ではないとかはおかしいと思います。

#### ○農業委員会事務局主任主査（武藤 好人 君）

私のほうから補足説明させていただきたいと思います。営農計画書の話ですが、農地法上では任意の書類で、安田委員さんが言われたように、これは関市農業委員会で、こういう場合に提出してもらおうと決めているもので、この部分については関市の農業委員会で決めて添付いただいたことで、これは関市の独自の取り組みだと考えております。それと、営農計画書をどこまで深く書いてもらうかということですが、それぞれ判断する必要があるかと考えております。今回では、信ぴょう性について色々ご意見があったと思いますが、全面委託をするという

ことだと、おかしな話だと理解しますが、今回は部分委託ですので、事務局長が申しあげたとおりで、田植えと稲刈りについては、機械を持っていませんので、この部分についてはお願いをするということですので、日数にすれば、面積からすれば、稲刈りも田植えも一日で、実数にすれば2日なのかなと思っております。2日だけここから減ずるという意味ではなく、農作業全体からすると、このくらいの日数を作業委託するよということ、営農計画書に書かれているということ、野田委員のおっしゃった、我々の役割はどうなんだ、書類審査だけでよいのかということですが、そのようなことは全く思っていませんし、今回、この案件につきましては、初めて申請をされる方として、その点では、ある程度書類審査は必要かと思えます。初めてなので、補足する意味で営農計画書を出していただいているということが、今までの農業委員会の決定したことで、そのあとに例えば、この案件で、家族の方が申請を出してきた場合は、次は単に書類審査だけではなく、前の営農を実際にやっているかということが大きくなってくると思われますので、そうなるとう農業委員さんの地域での活動が大きく影響してくるのかなと思えます。それと、先ほど局長も申しあげたように、書類は事務局が申しあげられることは、農地法上に求められている書類上は問題ないということとして、あとはいろいろな問題があるよというご指摘がありますが、仮にそうなった場合に、どこの部分をどういう風に調査してくれというのが、次の話になると思うのですが、補足説明になったかわかりませんが、このように考えています。以上です。

○議長（野村 茂 君）

私が申しあげたことを訂正させていただきたいのですが、否決か承認かということでしたが、事務局によると、保留ということも可能ということでした。

○5番（野田 卓志 君）

保留や否決にしたときは、申請者に明確にこういう理由で保留や否決になりました、と説明する必要があるということですね。

○農業委員会事務局主任主査（武藤 好人 君）

保留になった理由にもよりますが、もう少し時間をかけないと審議できないよということでしたら、こちらサイドだけでやることはできますが、一般的には保留になった理由というのは、この書類に何か不足があるということが多いと思えますので、その不足部分について説明を求めるということを事務局側で手続きとして行うことになると思えますので、そこを明確にしておかないと、事務局側で動くことは難しいと考えております。以上です。

○5番（野田 卓志 君）

私、今とても判断に迷っている、困っているのですが、さっきの局長の話だと、書類もそろっているし、いいじゃないか、という風にしか思えない、反対したり保留する材料がないよとお

っしゃっているようにしか聞こえないので、だったら賛成しないといけないのかなと思うのですが。私は安田委員さんがこれだけ感情的に言われるのは、周りの業者が不安に思っているので、納得できる営農計画書を出してくれれば、形的には納得できるんじゃないかと思って、もっときちんと営農計画書を出してくれという話をしていたのですが、今の話だと書類上不備がないので、まあいいんじゃないですかということ。今回は初めてですが、さっきのタイヤを置くと言って5条申請して、今使っていないので、私は反対したんです。前例があるから。明確なものもないから、今回はしょうがないから、通すしかないかなという話になっちゃったのかなと思っています。もしくは、否決する、保留するならこういう理由で否決する、保留するということを会長に言ってもらって、それに手を上げないと、理由が後付けになってしまう。このまま採決しますとなると、賛成に手を上げるしかないのかなという、納得はしないですけど。すみません、難しくするつもりはなくて、こういう議論は前期ですかね、僕たちは何のために農業委員をやっているんだ、という話をしたときにもあったんです。ぴしっと決められないのはしょうがないですが、僕らがいるのは地元の意見と、農業者の意見、僕は非農業者の立場にいるのですが、いろんな方の意見を聞いて、まとめあげることだったと思うのですが、僕は農業のことはわからないので、会議の進め方のことしか口を出したことはないのですが、すみません、今の説明だと賛成しかできないのかなというところです。

採決してもらうなら、してもらってもいいですし、今後こういう問題は出てくると思いますし、もう少ししっかり決めてもらえると嬉しい、変な言い方ですが、書類がそろってればいいということなら、そうやっていただければ、書類揃っているものには、全て手をあげますという話ですし、私の気持ちです、以上です。

○議長（野村 茂 君）

それでは、営農計画書については、事務局から説明があったとおりですし、皆さんの意見を聞いていますと、しっかりした営農計画書を審議の中で欲しいということです。また、青山委員さんからあったように、地権者の立場に立った見方、判断というものもあるんじゃないかという意見もいただきました。色々皆さんのご意見をいただきましたが、それぞれ判断していただき、これを原案のとおり、承認するか、保留するかということで採決を取らせていただきたいのですが、よろしいですか。はい、山田 彰委員さん。

○3番（山田 彰 君）

この申請が法的に、なるべくしてあるのであれば、規則的に通さないといけないと思うんですね。ですが、この方が新規就農でこういう風に農業やるよと、言ってみえるものを本当にやるかやらないかと、我々がそんなことは言えないと思うんですね。営農計画でこうやってやるよと言っているんですから。例えば、申請的に不備がなければ、通さないといけないと思うんですね。この申請通りに、やってもらえるような指導をやっていけば、この計画通りにやってもらえれば問題ないですが、今グレーで本当にやるかどうかは、我々は分からない。新規でや

るよと言われれば、しょうがないと思います。今後、いかに指導してこの通りにやるようにしてくれるように、地域の人や行政が指導していけば、やむを得ないんじゃないですか。この通り、やらなかったら、どうなるんですか。やっていなかったら、ダメだから戻せるんですか。だから、新規就農でやるって言っているのだったら、それをいかに実行するように、行政が持っていけばいいんじゃないですか。それを偽りだの、おかしいだの、砂利採取している人が何で農業をやるなんて、我々では判断できますか。申請書のとおりやると言っているのなら、しょうがないじゃないですか。

○1番（安田 美雄 君）

申し訳ないですけど、農業委員会の役割といいますか、新規の場合は、営農計画を出してもらって今までやってきているので、今頃、営農計画はわからないので、認めざるを得ないというのはおかしいと思います。関市の規則か何かで、新規は営農計画を出してくださいとしているわけですね。そして、行政書士もそれを理解して作ってきているわけですから、手続きが不備であれば、もっと具体的に書かせる必要があると思いますので、書類的に必要であれば、追及して、賛成の方もいらっしゃると思いますが、大変難しい問題だと思います、新規の場合は。ですから、営農計画をもっとしっかり出してくださいと言っているわけですから、これは保留案件にすべきだと思います。最初から申し上げていますように、これは許可要件には反すると思いますので、保留としていただくことを強く希望します。

○議長（野村 茂 君）

ありがとうございました。保留とすると、申請者に対して、どういう理由で保留だということを、説明する必要が出てきます。理由は、営農計画が不備であるということでしょうか。保留になった場合、申請者に説明しないとイケませんので、委員会としては、営農計画が不備であるから保留とすることでしょうか。他に保留とする理由がありましたら、発言をお願いします。事務局として、保留とした場合、理由が必要になりますので。はい、日置委員さん。

○18番（日置 香 君）

私も一言言わせていただきたいのですが、新規農業ですから、条件もこれだけ揃っているわけですから、ぜひとも頑張ってくださいと言かけて通したほうが良いと思いますので、賛成です。

○議長（野村 茂 君）

ありがとうございました。他にご意見はありませんか。保留とする場合の意見などはないですか。保留とした場合は、営農計画の内容をもう少し詳細の記載をしてもらいたいということでしょうか。それでは採決させていただきます。議案第1号1番について、原案のと



おり承認するか、指摘事項を付けて保留とするかで採決を取らせていただきます。よろしいでしょうか。まず、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

はい、ありがとうございました。本日の出席委員さんは16名ですが、私は議長ですので、私は除いて、15名で採決をいたしました。賛成10名ということで、過半数以上の賛成をいただきましたので、原案のとおり承認することといたします。

それでは、大変時間を費やしましたが、本日審議いただく議題については全て終了いたしました。

午後5時30分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

---

印

1 番

---

印

2 番

---

印

